

道州制における税財政制度のあり方

1 地方財政の現状

平成14年度決算における国と地方を通じた財政支出をみると、国と地方の歳出純計額は、約150.9兆円となっている。一方で、歳入ベースをみると、国と地方を合わせた租税収入は、約79.2兆円となっており、歳出に占める租税収入の割合は、52.5%程度しかないのが現状である。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が全体の38.1%、地方が61.9%となっており、国と地方の比率は概ね2：3の割合となっているのに対し、国税と地方税で比較してみると、国税収入が57.9%、地方税収入が42.1%と、逆に国と地方の比率は概ね3：2の割合となっており、最終支出ベースと税源配分の間に大きな乖離が存在している。(別紙1：10頁)

また、14年度決算から地方公共団体の歳入総額のうち、地方税収の占める割合は、34.4%しかなく、歳入の多くは、地方交付税(20.1%)や国庫支出金(13.5%)などの国からの移転財源や地方債(13.7%)による借入に依存している。

このように、わが国の内政の多くは地方公共団体が担っているにもかかわらず、地方歳入中の地方税の収入のウェイトは3割程度しかなく、本来の地方分任に応じた地方税体系を早期に構築する必要がある。こうした中、財政面からの分権型社会にふさわしい地方税財政基盤の充実強化を図り、歳出・歳入両面から地方の裁量を高めるため、まずは、地方の歳出規模と地方税収の大幅な乖離を解消するため、国税から地方税への税源移譲を早期に実現することが必要である。

一方で、現在の財政状況は、国の歳出全体の占める税収入が半分程度しかなく、多くは国債によるいわゆる借金で賄われるなど、異常な事態が続いている。今後、かつてのような高度経済成長を背景とした飛躍的な税収の伸びは期待できず、また、これまでの長期借入金の償還などを考慮すれば、国・地方を通じた行財政改革を徹底して取り組むことが不可欠である。(別紙2：11頁)

2 三位一体改革の推進

地方分権の確立を図るためには、国と地方の役割分担を見直すとともに、国の関与を廃止・縮小し、歳出・歳入両面で地方の裁量を高めることが重要である。このため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」及び「基本方針2004」において、税源移譲、国庫補助負担金改革、地方交付税改革を三位一体で行うこととされており、平成18年度末までに国庫補助負担金を概ね4兆円程度廃止・削減し、3兆円規模の税源移譲を目指すこととしている。

具体的な改革案については、政府の要請により全国知事会をはじめ地方六団体として、「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめ、8月24日に政府に提出し、少なくとも平成21年度までに、国庫補助負担金を9兆円廃止し、8兆円程度の税源移譲を求めている。

三位一体改革の全体像

(1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」

- ・地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
- ・第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要

(2) 「三位一体の改革」の全体像

①国から地方への税源移譲 【8兆円程度】

②国庫補助負担金の見直し【△9兆円程度】

※道路特定財源の地方譲与税化、道路関係国庫補助負担金の廃止について、別途検討

③地方交付税の見直し

この改革案によれば、国税総額は、45.8兆円から37.8兆円に、地方税総額は、33.4兆円から41.4兆円と、国税と地方税の比率は概ね1：1となり、地方の歳出規模に見合う2：3までには及ばないものの、現行の地方歳出と地方税収入の乖離を大幅に縮小することから、当面は、この改革案の実現を図らなければならない。

具体的な税源移譲に向けては、「基本方針2004」において、個人住民税の税率をフラット化する方向で検討の上、所得税から個人住民税への移譲を実施することとされているが、併せて、税源偏在の少ない消費税についても地方消費税へ移譲を実施するとともに、道路特定財源の地方への移譲（地方譲与税化）や、その他の間接税などの移譲についても幅広く検討されるべきである。

一方で、個人住民税や地方消費税などへの税源移譲が進んだ場合においても、地域における人口や経済規模により、税収の偏在は避けられないところであり、地域間での財源調整のあり方が特に重要となる。現行の財政調整にあたっては、地方交付税制度が、その機能を果たしている。近年、地方交付税の持つ財源保障機能は、これを廃止すべきとの意見があるが、国が法令等で地方に対して義務付けている事務事業については、全国いかなる地域においても、一定の行政サービス水準を確保するための財源は国が保障しなければならない。また、国

の地方への義務付けに係わらず、国は地方自治体を国民国家として統合していくため、地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源保障を行う国家責任がある。(神野直彦 分権型社会における地方税財政)

しかしながら、国・地方を通じた厳しい財政状況を考えれば、国が法令等で義務付けている事務事業をはじめ、行政サービス水準をどのように考えるのかなど、抜本的な行財政改革は不可欠である。

3 道州制における地方税財政制度のあり方

道州制においては、国の地方支分部局の事務権限の大半を道州政府と基礎自治体が担うこととなるため、現在よりも地方歳出規模は一層拡大することとなるが、こうした歳出規模に見合った地方税財政基盤を確立することは、不可欠な条件であり、更なる税源移譲を推進する必要がある。(別紙3：12頁)

【道州へ移譲・移管すべき主な国地方支分部局の予算規模】

国地方支分局等（防衛施設局，矯正管区，航空交通管制部除く）： 約11.6兆円
(注) 予算には国から地方への補助金も含まれている。

第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」においても、「地方税財政制度については、道州の権限に応じて、自立性を高めることを原則とする。また、自立性の高い道州制を実現する観点から、自主財源である地方税を大幅に拡充することを基本とし、道州の規模、権限、経済力等を踏まえ、新たな財政調整の仕組みを検討する。」とされている。

道州制における新たな財政調整制度のあり方については、これまでのように国からの垂直的な財政調整制度を基本とすべきか、あるいは、道州間での水平的な財政調整制度を基本とした仕組みとすべきか、二つの意見があることから、今後、こうした財政調整制度の仕組みについて、諸外国の税財政制度も参考に幅広く検討を進めていく必要がある。

(1) 諸外国の税収構造の特徴 (別紙4：13頁)

国名	概要
日本	・固定資産課税については、固定資産税や都市計画税として、地方自治体のみが課税、逆に相続・贈与課税は国のみが課税されている。 ・個人所得課税については、国（所得税）と地方（住民税所得割）の双方が課税しており、課税ベースを国税と地方税で共有している。 ・法人所得課税についても、国（法人税）と地方（住民税法人税割、事業税）とで課税しており、課税ベースが重複している。 ・個人、法人とも所得課税の国・地方の比率は、概ね6：4である。 ・一般消費課税（消費税・地方消費税）、個別消費課税についても、課税ベースを国・地方とでシェアしており、国税・地方税の比率は、それぞれ8：2，7：3である。

国 名	概 要
イギリス	・ 地方歳出は国全体の歳出の3割程度と小さいことから、地方税のウェートが極端に小さく、地方税としては、カウンスル税（居住用資産に対する課税）のみである。 ・ 法定の標準税率や制限税率は存在しない。 ・ 個人所得課税をはじめ、法人所得課税、消費課税などは、すべて国税であり、課税ベースの重複はない。 ・ かつて、地方所得税創設の議論があったが、イギリスでは伝統的に地方の税率設定権に対する意識が強く、国が地方の税率設定に介入せざるを得ない税目は、地方税にふさわしくないとの理由で、見送られた経緯がある。
フランス	・ 個別的消費課税で若干の課税ベースの重複があるものの、イギリスと同様、固定資産課税が地方に割り当てられて、それ以外は国税となっている。 ・ かつて、地方にも一般的消費課税（小売売上税）が存在したが、国税である付加価値税と課税ベースが重複することが問題になり、廃止されている。
ドイツ	・ 固定資産課税が市町村、相続・贈与課税が州、個別的消費課税が連邦となっている ・ <u>個人所得課税、法人所得課税、一般的消費課税の3つの課税ベースが、連邦、州、市町村で重複している。</u> ・ 個人所得課税と一般的消費課税は、主に、共同税である所得税と付加価値税（売上税）で課税されており、連邦、州、市町村が別個の税目で課税しているわけではない。 ・ 法人所得課税のうち、連邦分と州分については、共同税である法人税で課税され、単一の税目からの税収を2者でシェアしている。（市町村には法人税の配分はない。）
カナダ	・ 憲法上は、州の課税権に制限が多くあるが、実際上は、連邦と州の課税権に大差はない。 ・ 市町村については、州から課税権を授権する形がとられており、州からの授権程度において、あらゆる税目の創設が可能である。 ・ 通常、固定資産課税が市町村の専管とされている。

（２） 諸外国の財政調整制度の特徴（別紙５：２０頁）

国 名	概 要
日 本	・ 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の3者を<u>一般交付金</u>と定義している。 ・ 地方歳入に占める一般交付金の割合は、概ね20%となっており、地方交付税が主要な位置を占めている。 ・ 地方交付税（普通交付税）は、地方自治体毎に計算した基準財政需要額と基準財政収入額との差額を補填する<u>歳入歳出差額補填方式</u>を採用しており、いわゆる財政力のある自治体からの拠出による水平的な財政調整制度はとられていない。 ・ 一方で、低税収の自治体と高税収の自治体との歳入が地方交付税により逆転するとの指摘がある。

国 名	概 要
イギリス	・一般交付金の主なものとしては、事業用レイト（事業用資産に対する固定資産税）と歳入援助交付金の２種類があり、地方歳入の３８％を占めている。 ・事業用レイトは、地方自治体の人口比で配分されるが、歳入援助交付金は、自治体ごとの標準的な行政需要を計算し、事業用レイト分配額と標準税収（カウンシル税）とを控除した額を配分する歳入歳出差額補填方式をとっている。（水平的な財政調整制度はない。） ・標準税収総額は、地方税に法定標準税率がないことから、地方との協議を経て、国が政策的に決定する。通常、歳入の増加分を交付金の増額と地方税の増税で折半して負担するよう決定されている。 ・イギリスの場合、首都圏の賃金水準が高いこと、都市圏での失業者等への各種補助など特殊需要が考慮されるなど、むしろ過疎地よりも都市部への配分が大きくなっている。
フランス	・多数の一般交付金が存在し、地方歳入の約２２パーセントを占めている。主なものとしては、地方分権総合交付金、付加価値税補償基金、公共事業総合交付金などがある。 ・交付税総額の決定方法や地方自治体への分配基準は、それぞれの交付金ごとに異なっているが、交付税総額は、消費者物価上昇率やＧＤＰ成長率などマクロ経済指標にリンクされて決定されるものが多い。 ・分配指標には、財政力や財政努力などが主に用いられているが、他の要素での配分も大きく、完全に歳入格差を解消するまでには至っていない。
ドイツ	・連邦から州への交付金（連邦補充交付金）は、州歳入の５％弱を占めるにすぎない。 ・ドイツの場合には、財政力な豊かな州から乏しい州に交付金（調整交付金）が支払われる水平的な調整制度がある。 ・また、共同税である付加価値税は、各州への配分について、人口や財政力などによって分配されていることから、財政調整的な役割も果たしている。 ・州間の財政調整は、①付加価値税の分配、②調整交付金による水平調整、③連邦補充交付金による垂直調整の順序を経て行われている。 ・ドイツの財政調整は、<u>各州の人口一人当たりの歳入均等化方式</u>を採用しており、日本やイギリスとは異なり行政需要は考慮されていない。
カナダ	・連邦から州への交付金は、医療社会福祉交付金（ＣＨＳＴ）と平衡交付金の２種類が存在する。 ・医療社会福祉交付金の総額は、毎年連邦議会で決定され、人口按分で各州に配分される。 ・平衡交付金は、ドイツと同様、歳入均等化方式が採られ、税収だけでなく、鉱山資源、森林産業の免許料、宝くじ収入などかなり広範な歳入項目が均等化の対象とされている。（<u>均等化の水準は、財政力中位５州の平均値を採用</u>） ・平衡交付金は、連邦からの資金ですべて賄われている。その総額は、基本的には、各州の歳入水準を基準５州平均まで引き上げるために必要な額となっているが、連邦財政に過度の負担をかけないように、ＧＤＰ成長率にリンクしたシーリングもある。

参考 ドイツ連邦共和国の税財政制度

(1) 税源配分 (1996年度)

区 分	金額 (10 億DM)	円換算 (1DM=60 円)	構成比 (%)
共 同 税	555.0	333,000 億円	69.9
連 邦 税	137.9	82,740 億円	17.4
州 税	38.5	23,100 億円	4.9
市 町 村 税	62.0	37,200 億円	7.8
合 計	793.4	476,040 億円	100.0

・共同税の税目と配分割合

税 目	金額(10 億DM)	円換算	連 邦	州	市町村
所 得 税	288.3	172,980 億	42.5%	42.5%	15.0%
法 人 税	29.5	17,700 億	50.0%	50.0%	
売 上 税	237.2	142,320 億	50.5%	49.5%	

・政府主体別税目

区 分	税 目
連 邦 税	石油税, 所得税付加税, 法人税付加税, タバコ税等
州 税	自動車税, 財産税, 不動産取得税, 相続税等
市町村税	営業税, 不動産税, 地域的消費税・支出税 (狩猟税, 飲料税等)

* 共同税配分後の税源配分は, 連邦 49.8%, 州 37.0%, 市町村 13.2%となっている。

(2) 州間財政調整制度

調整額測定値 < 財政力測定値 の州は, 調整分担金を負担
 調整額測定値 > 財政力測定値 の州は, 調整分担金を受け取る

・調整額測定値=連邦1人当たり税収×人口 (人口密度の高い地域の人口に補正あり)

・財政力測定値=州の税収-港湾費用+市町村税収の50%

* 港湾費用を除けば, 個々の州の財政需要を特に考慮していない。

* 市町村の税収の半額を参入するのは, 州が市町村の財源保障の責任を負っているため
 (半額としたのは財政力の強い州と弱い州の妥協)

(分担金額の算出)

・負担州 財政力測定値が, 調整額測定値の
 100%を超え 101%以下の部分 の 15%
 101%を超え 110%以下の部分 の 66%
 110%を越える部分 の 80% を負担

・受取州 財政力測定値が, 調整額測定値の
 92%未満の部分 の 100%を受取
 92%以上 100%未満の部分 の 37.5%を受取
 (最低, 調整額測定値の95%が保障される。)

(調整額の規模 (1995年))

州別負担 (△) 及び受取額 (単位 百万DM (円換算 億円 1DM=60 円))			
州 名	調 整 額	州 名	調 整 額
ノルトライン・バーストファーレン	△ 3,442 (2,065)	チューリンゲン (旧東)	1,017 (612)
バイエルン	△ 2,533 (1,520)	ブランデンブルグ (旧東)	865 (519)
バーデン・ビュルテンブルグ	△ 2,804 (1,682)	メクレンブルグ・フォアポンメルン (旧東)	771 (463)
ニーダーザクセン	451 (271)	ザールランド	180 (108)
ヘッセン	△ 2,154 (1,292)	ベルリン	4,209 (2,525)
ザクセン (旧東)	1,783 (1,070)	ハンブルグ	△ 118 (71)
ラインラント・プファルツ	229 (137)	ブレーメン	562 (337)
ザクセン・アンハルト (旧東)	1,123 (674)		
シュレスビヒ・ホルシュタイン	△ 142 (85)		

((財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT 173(1998/10)「ドイツ地方財政制度の概要」より要約)

出典：北海道道州制懇話会資料

(3) まとめ

諸外国の税財政制度をみると、税制構造においては、単一制国家の場合、日本を除いては、国・地方の課税ベースの重複が少ない。一方で、連邦制国家の場合は、連邦と州の課税ベースの重複が多くなっている。

このことから、一概にどちらの方が優れているかは言えないものの、課税ベースが重複した場合のメリットとしては、①消費税、地方消費税のように同一の徴税事務の中で、国税と地方税が収納できるものは、徴税コストが安くなる。②多くの課税ベースをそれぞれが共有することで、税收変動リスクをそれぞれが分担できる。

逆に、問題点としては、①納税者にとって、国・地方のいずれかにいくら納めているのかが理解しにくい。②一方の減税や増税などの施策の効果が、他方によって阻害される場合が在り得る。

一方で、諸外国の財政調整制度をみると、ドイツでは、地域間の水平的な財政調整制度を行っているが（ただし、フランスにおいても市町村間レベルで一部実施されているが、規模は小さい。）、他の諸国においては、国（連邦）からの垂直的な財政調整が主流となっている。

水平的な財政調整の仕組みを導入すれば、国（連邦）から過度の財政資金に依存することなく、各州間の歳入を一定程度均等化する効果が認められる。しかしながら、ドイツにおいても、旧東ドイツとの統合により、旧東ドイツの各州への拠出が大きくなるなど、拠出する裕福な旧西ドイツの州からの不満も大きくなっており、結果として、連邦からの垂直的な財政支援が増大する傾向になっている。

【参考文献：「地方財政システムの国際比較」財務省財務総合研究所
(2002年6月)】

4 道州制における税財政制度の検討の方向性

(1) 地方税体系のあり方

道州制導入にあたっては、国、道州、基礎自治体の役割分担を踏まえ、自主性の高い道州制を実現する観点から、自主財源である地方税を大幅に拡充することを基本とした税財政制度を構築することが不可欠である。このため、道州や基礎自治体が担うべき事務事業に見合う経費に相応する税財源の確保を図る必要がある。

内政の大半を担うこととなる道州や基礎自治体の税財源を確立するためには、大幅な税源を国から地方へ移転することが必要となることから、現行の国税と地方税の税目や課税権のあり方など抜本的な改革が求められる。例えば、一つの目安として、主要税目である所得税、法人税、消費税については、ドイツのように共同税化し、道州に徴税を一元化した上で、国と地方とで配分を決定する仕組みを導入することも検討されるべきである。(徴税コストの削減にもつながる。)

なお、国税が国の歳出全体の半分程度しかない状況をいかに解消するかも大きな課題である。こうしたことから、まず、国・地方とも、より効率的な行政運営が図られるよう、行政システムを改革しつつ、現在の歳出規模を徹底して見直すことが必要である。更に、こうした取組みを行った上で、引き続き、必要となる行政サービスにあっては、適正な受益と負担のあり方も検討する必要があるのではないか。

(2) 財政調整制度のあり方

一方で、道州制においても、東京など三大都市圏に税収が集中するため、地域間の財政調整制度をどのように組み立てるかも重要な課題である。国の厳しい財政状況や道州制により内政の役割が大幅に変更されることから、現行の地方交付税制度をそのまま維持することは困難である。こうしたことも踏まえながら、新たな財政調整制度を検討することが必要である。検討の方向を次のとおり2つ示している。

① 地方交付税を基本とした改革

地方交付税制度は、標準的な行政サービスが執行できるよう財源保障機能を有していることから、改革の方向として現行制度を基本に改革することが考えられる。その際にあっても地方交付税税目の対象部分が、地方自治体間の相互理解・協力に基づく地方共同税であることを法的に明確に位置づけるべきである。このため、地方交付税特別会計に地方交付税の財源を国税収納整理資金から直入する制度を導入すべきである。また、地方交付税の配分に関して、地方自治体の意志を反映させる仕組みを導入すべきである。(神野直彦 分権型社会における地方税財政)

また、現行の地方交付税を基本とした場合、地方交付税の原資となる所得税、消費税などが大幅に税源移譲されれば、地方交付税総額は大幅に減少することとなる。このため、地方交付税総額をどのように確保するのか（例えば、他の税目（相続税）を地方交付税原資として拡充するか、あるいは財政力の弱い団体へ配分するため、税源移譲額の一部を交付税へ組み入れるか）が国の財政状況にも大きく関わることから、大きな課題がある。

② 道州間による水平的な財政調整を基本とした改革

二つ目は、道州間の水平的な財政調整制度を創設することである。分権型社会においては、国からの関与や依存を極力縮小する上からも、地域間で主体的に財政調整を行う仕組みが望ましいとの意見がある。現在のように、47の都道府県の場合は、地域間の水平的な財政調整制度は不可能とされているが、10程度の道州に再編されれば、ドイツ（16州）のように道州間での水平的な財政調整は可能と考えられる。

しかしながら、ドイツを例にみても、道州間での財政調整については、抛出する裕福な団体側から不満がでるなど、どのような基準でどの範囲内で財政調整を行うべきかなど、抛出団体と非抛出団体との対立が構造的になる課題も含んでいる。また、ドイツでは、わが国のように行政需要を考慮する方式は採られておらず、一人当たりの税収を基本に均等化するため、地域間の財政調整制度のみで、果たして歳出に見合う財源が確保されるかどうかは疑問である。

今後、この二つの制度について、更に検討を進め、道州制にふさわし財政調整制度を創設していく必要があるが、いずれにしても、国民国家として統合していくためには、地方自治体が標準的な行政水準を確保するための財源を国が保障する仕組みの構築が不可欠である。

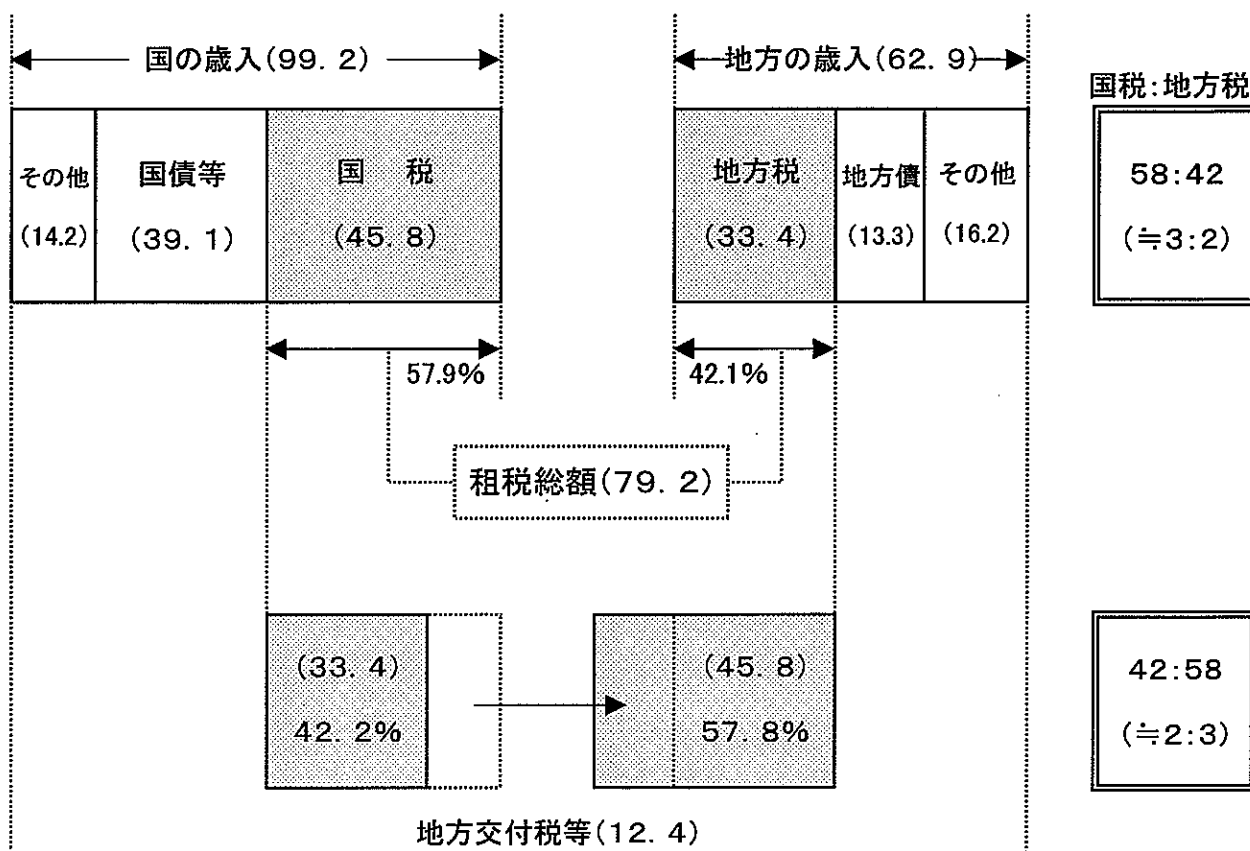
国・地方の歳入歳出の関係図(平成14年度)

(単位:兆円)

(国)

(地方)

【歳入】



【歳出】



(注) 計数は、決算ベースであり、それぞれ四捨五入による。

国の予算と地方財政計画との関係

古
今
事
一

交付税及び介護保険交付金特別会計
(交付税及び介護保険交付金勘定)

地方財政計畫

歳入	歳出	歳入	歳出
82.1 兆円	82.1 兆円	68.5 兆円	68.3 兆円
交付税対象税目 35.2 兆円	地方交付金 1.1 兆円	租税 1.1 兆円	地方譲与税 1.1 兆円
所得税 } 32%	地方交付金 (入口ベース) 15.4 兆円	一般金計より受入 16.5 兆円	地方交付金 (出口ベース) 16.9 兆円
酒税 } 35.8%	一般金等 47.6 兆円	借入金等 50.8 兆円	借入金償還等 49.2 兆円
法人税 } 29.5%			
消費税 } 25%			
たばこ税 } 11.3 兆円	一般歳出 47.6 兆円		
税収 41.7 兆円	国債費 17.6 兆円		
その他の税収 6.5 兆円	公債金 36.6 兆円		
	その他 3.8 兆円		

うち臨時財政対策債（赤字地方債）
4.2 兆円。

NTT-8 事業償還時補助
0.4 兆円

※一般行政経費の「地方単独」は、16年度一般財源化分0.6兆円を含んでいる。

NTT-B 事業償還時補助
0.4兆円

後年度元利償還費を基準財政需要額に
100%算入。

主な国の地方支分部局等の予算規模

【道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等】

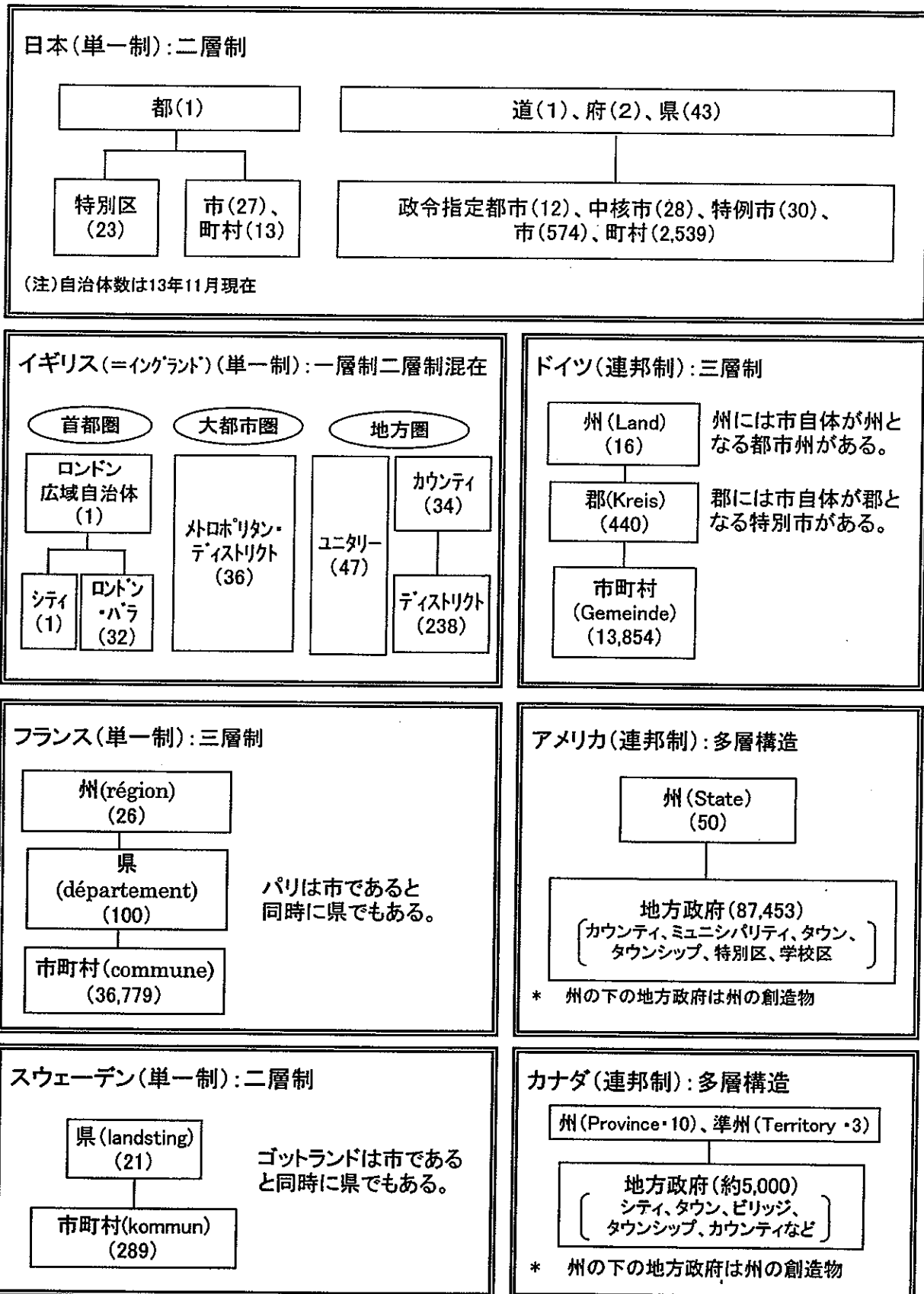
中央省庁	国の地方支分部局等	予算規模（百万円）
内閣府 国家公安委員会 公正取引委員会	管区警察局，府県通信部 地方事務所	46,146 1,214
総務省	管区行政評価局 総合通信局	8,147 15,424
法務省 公安調査庁	法務局，地方法務局 地方入国管理局 公安調査局	164,141 20,339 11,291
財務省 国税庁	財務局 税関 国税局	138,010 97,030 533,993
厚生労働省 社会保険庁	地方厚生局 都道府県労働局 地方社会保険事務局	55,408 689,378 284,757
農林水産省 林野庁 水産庁	地方農政局，地方農政事務所 森林管理局 漁業調整事務所	1,216,203 186,818 1,897
経済産業省	経済産業局 鉱山保安監督部	68,846 5,574
国土交通省 気象庁 海上保安庁	地方整備局 地方運輸局 地方航空局 管区气象台，地方气象台 管区海上保安本部	7,733,051 52,571 132,588 39,391 134,238
合 計		11,636,455

【道州へ移譲・移管されない主な国の地方支分部局等】

中央省庁	国の地方支分部局等	予算規模（百万円）
内閣府 防衛施設庁	防衛施設局	774,330
法務省	矯正管区 地方更生保護委員会，保護観察所	3,533 17,866
国土交通省	航空交通管制部	13,618
合 計		809,347

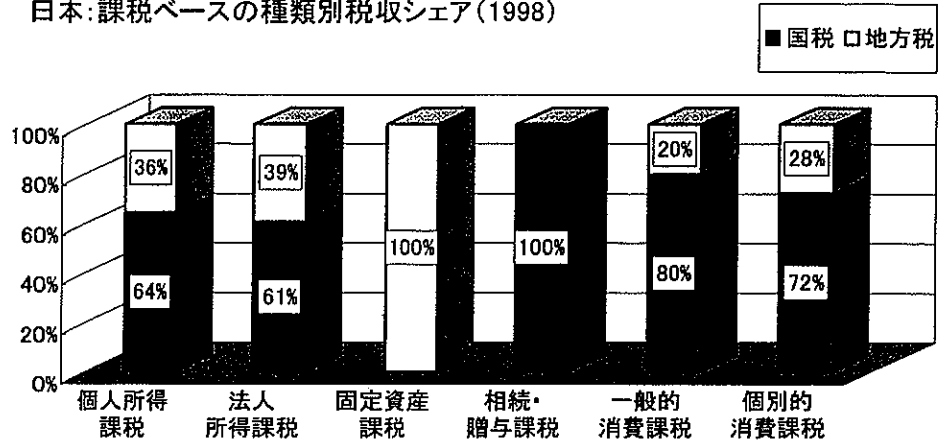
注）予算規模については，14年度決算及び15年度予算（特別会計分も含む）を計上したもの
参考：地方分権改革推進会議資料

各国の州・地方自治体の構成



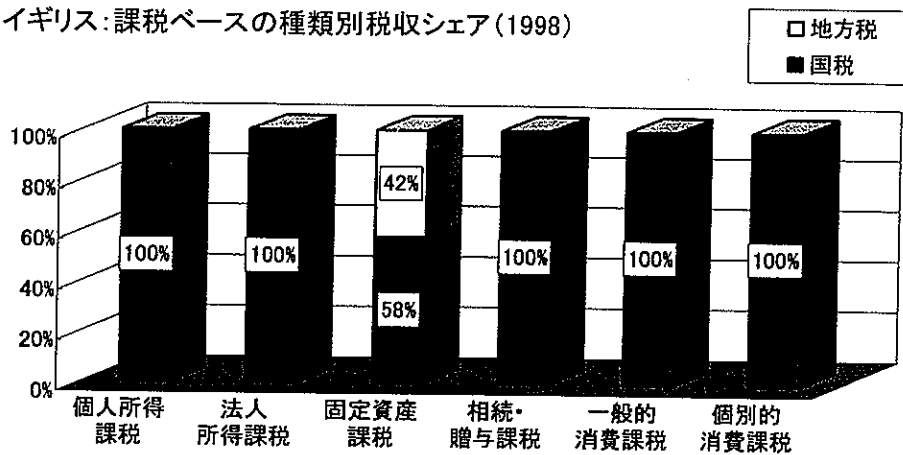
(注)カッコ内の数字は自治体の数。

日本:課税ベースの種類別税収シェア(1998)



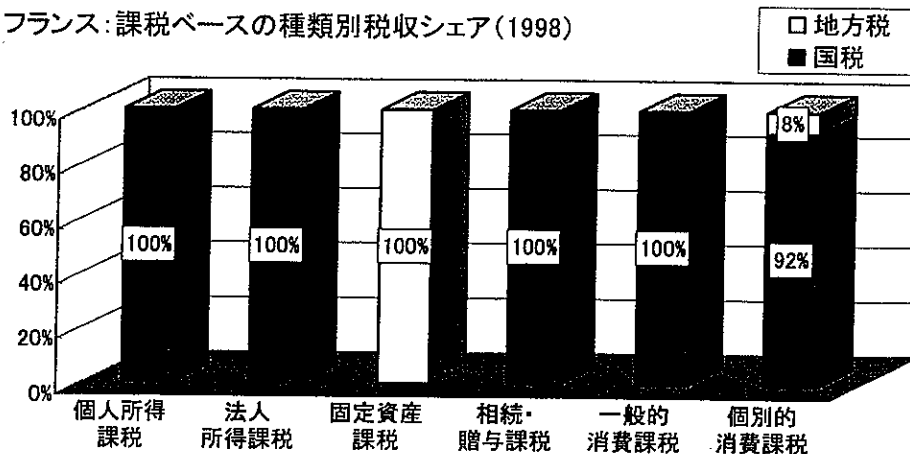
(資料)Revenue Statistics 1965-2000/OECD

イギリス:課税ベースの種類別税収シェア(1998)



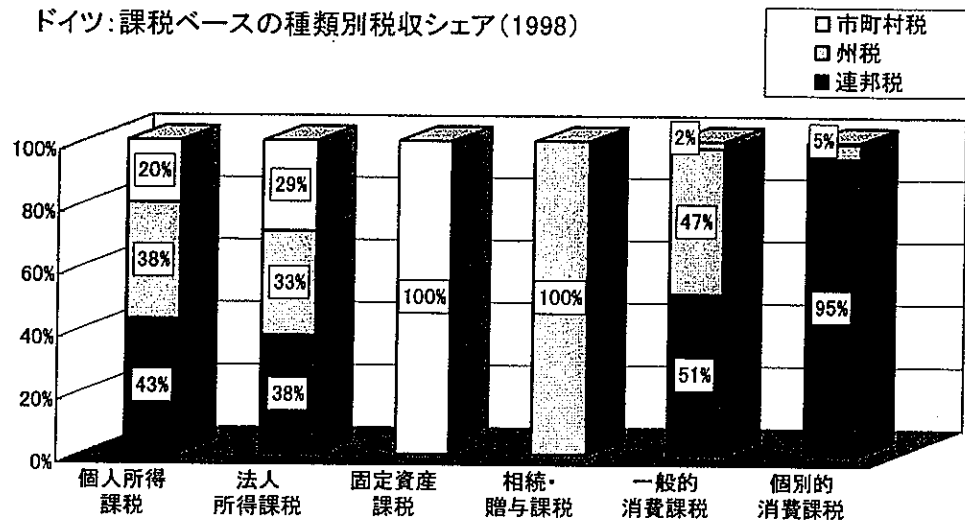
(資料)Revenue Statistics 1965-2000/OECD

フランス:課税ベースの種類別税収シェア(1998)



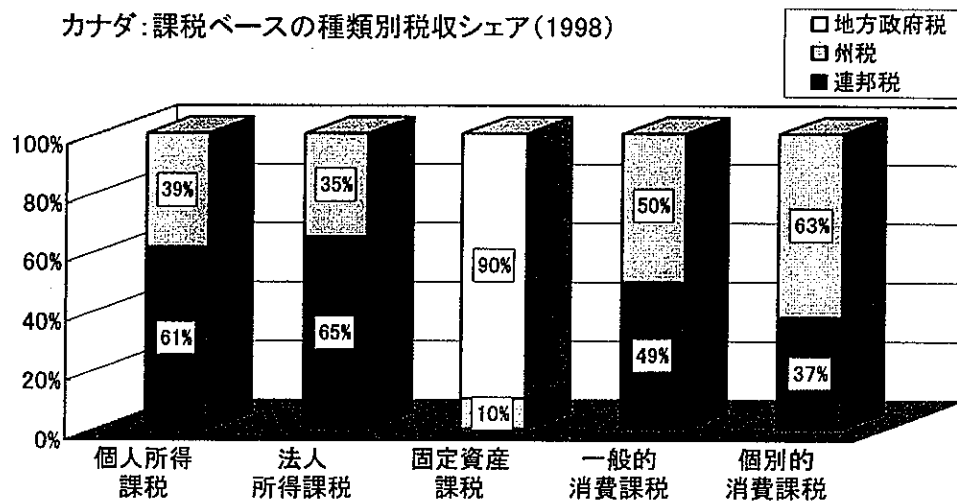
(資料)Revenue Statistics 1965-2000/OECD

ドイツ：課税ベースの種類別税収シェア(1998)



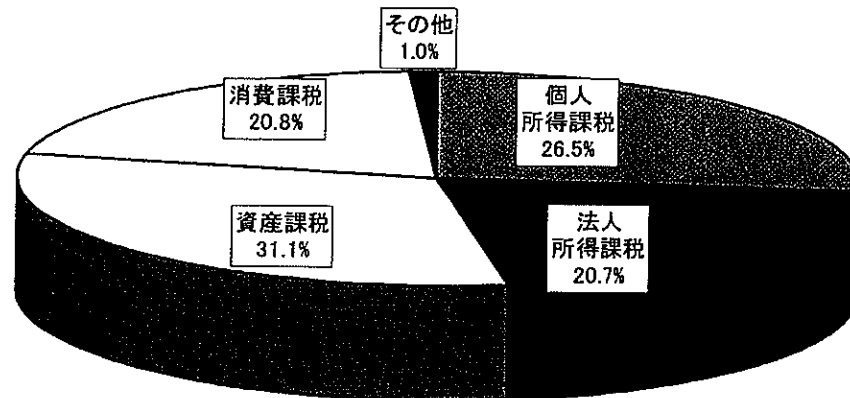
(資料) Revenue Statistics 1965-2000/OECD

カナダ：課税ベースの種類別税収シェア(1998)



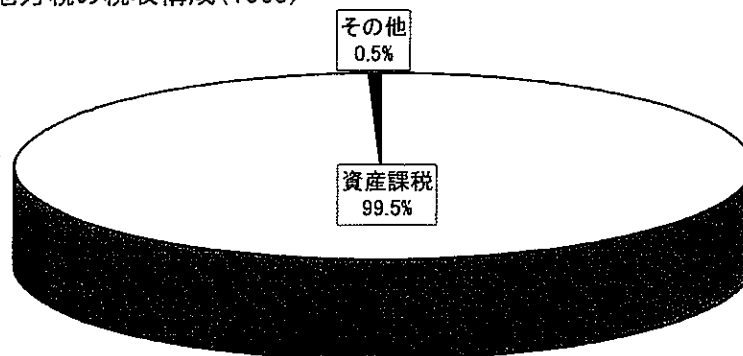
(資料) Revenue Statistics 1965-2000/OECD

日本：地方税の税收構成(1998)



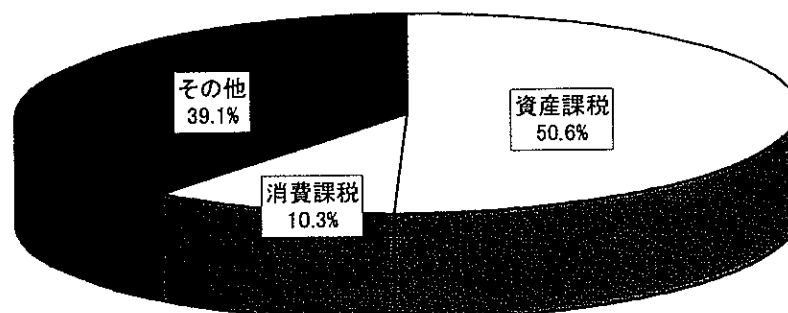
(資料) Revenue Statistics 1965-2000/OECD

イギリス：地方税の税收構成(1998)



(資料) Revenue Statistics 1965-2000/OECD

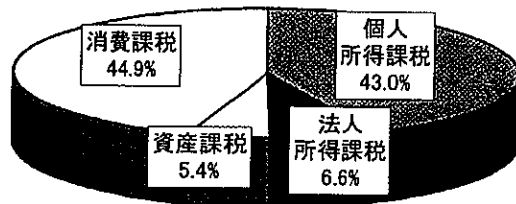
フランス：地方税の税收構成(1998)



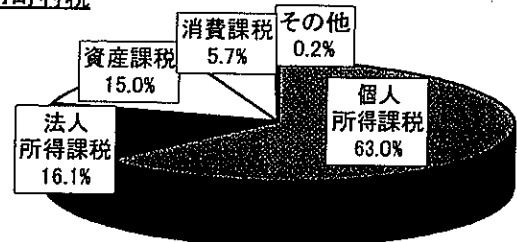
(資料) Revenue Statistics 1965-2000/OECD

ドイツ 州税・市町村税の税収構成(1998)

州 税



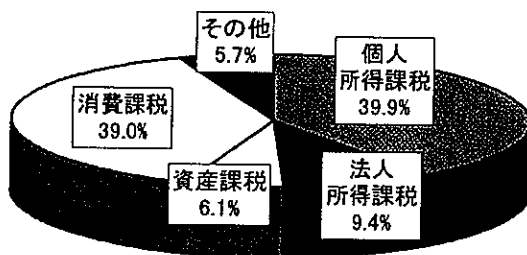
市町村税



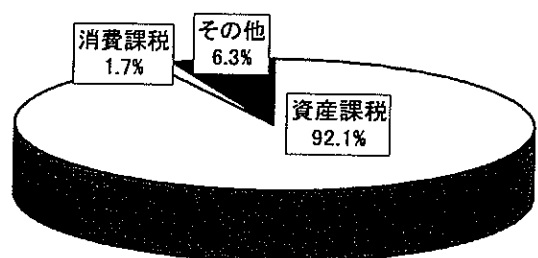
(資料) Revenue Statistics 1965-2000/OECD

カナダ 州税・地方政府税の税収構成(1998)

州 税

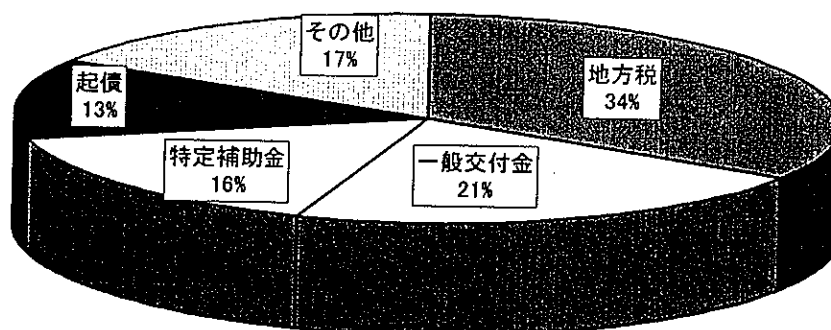


地方政府税



(資料) Revenue Statistics 1965-2000/OECD

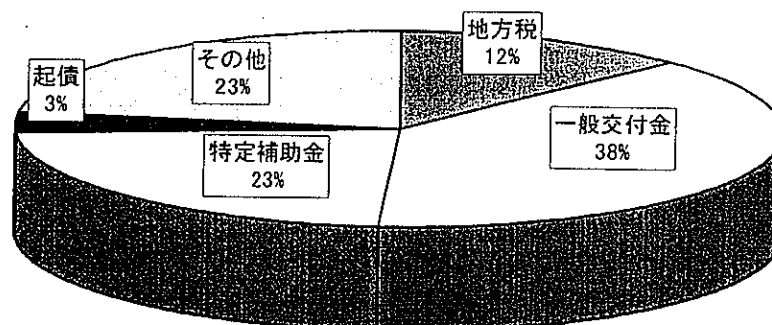
日本の地方自治体の歳入構成(1999)



(注) 一般交付金＝地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税
 特定補助金＝国庫支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金

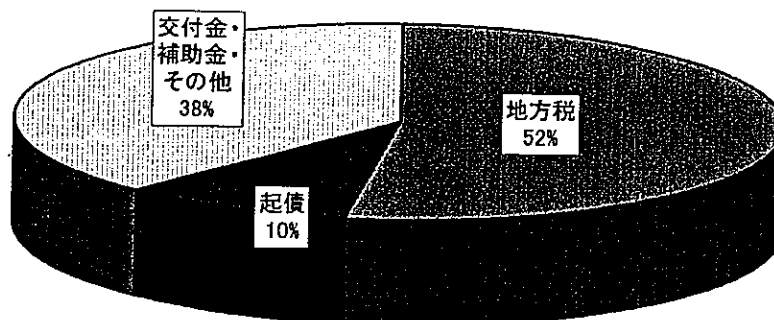
(資料) 平成11年度地方財政統計年報 / 総務省

イギリス:地方自治体の歳入構成(1998)



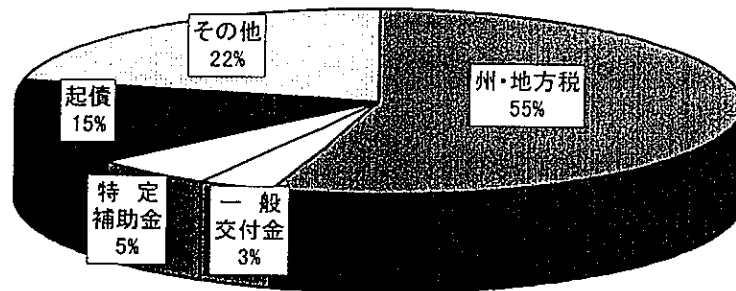
(出典) 主要国の地方税財政制度 / 財務省財務総合政策研究所

フランス:地方自治体の歳入構成(1997)



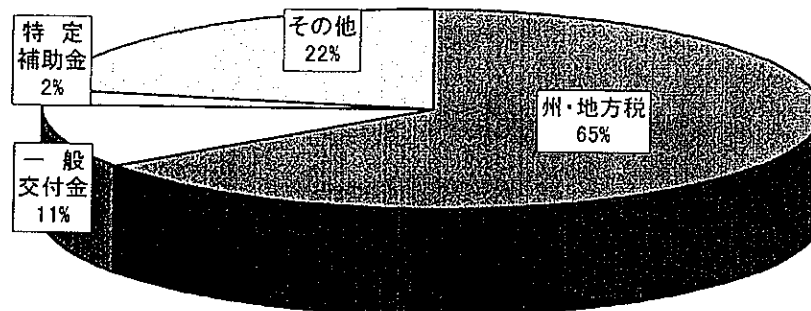
(出典) 主要国の地方税財政制度 / 財務省財務総合政策研究所

ドイツ：州・地方政府の歳入構成(1998)



(出典)主要国の地方税財政制度 / 財務省財務総合政策研究所

カナダ：州・地方政府の歳入構成(2000)



(資料)Statistics Canada / Canadian Statistics

各国の財政調整制度の概要

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ
一般交付金の割合	20.9% (2002年度)	14.8% (2001年度)	10.8% (2001年度)	2.6% (2001年度)	15.3% (2002年推計)
地方(州)の割合	24.1% (2002年度)	43.5% (2001年度)	22.4% (2001年度)	3.7% (2001年度)	12.5% (2002年推計)
一般交付金の種類	・地方交付税 ※地方譲与税 ※地方特例交付金	・歳入援助交付金 ※事業用レイト(人口按分型)	・経常総合交付金 ・付加価値税補償基金 ・地方分権総合交付金 等	・連邦補充交付金	・平衡交付金 ※医療社会福祉交付金(人口按分型)
一般交付金の総額決定方法	国の策定する地方財政計画上の収支尻が均衡するよう、交付税総額やその他財政措置が決定される	国の策定する公共支出計画において決定される標準支出査定額から、標準カウンシル税収等を控除することにより、交付金総額が算出される	様々な一般交付金が存在し、交付金により総額決定方法とは異なるが、GDP、物価などマクロ経済指標に連動して伸び率が決定されるものが多い	【一人当たり歳入均等化型】 一人当たりの歳入均等化を目的として、連邦平均の不足額を90%として交付金補充交付金として交付	【一人当たり歳入均等化型】 各州の一人当たりの歳入見込額が、財政力中位の5州(基準5州)の平均値に満たない場合、連邦がその不足額を交付(ただし、連邦財政の圧迫を防止するため、交付総額はGDPに応じた上限が設けられている)
一般交付金の配分方法	【歳入歳出差額補填型】 各自治体毎に、基準財政需要額と基準財政収入額を計算し、その差額を配分	【歳入歳出差額補填型】 各自治体毎に、標準支出額と標準カウンシル税収等を計算し、その差額を配分	交付金毎に配分方法は異なるが、①人口、②一人当たりの財政力、③財政努力、などが指標としてよく用いられる	一人当たり財政力が高い州から低い州に対し、一人当たり財政力が連邦平均の95%となるまで調整交付金を交付 (また、共同税である付加価値税の各州の配分は、徴税地基準は採られておらず、人口や州の財政力などの指標に従って行われることから、財政調整的な役割を果たしている)	—
水平的調整制度の概要	—	—	市町村間の財政力に依りて職業税を再配分する基金が存在するが、規模は小さい	—	—

注) 事業用レイトとは、事業用の資産を対象とした固定資産税(従前は地方税であったが、現在は国税化されている)
カウンシル税とは、個人の住居用資産に対する税であり、唯一の地方税目となっている